

## 第9章 環境づくり

### 第1節 県の体制

#### 1 青森県青少年健全育成審議会

##### ア 設置

昭和55年4月19日、「青森県附属機関に関する条例」に基づき、青森県青少年健全育成審議会を設置した。

平成18年4月19日、青少年問題協議会（委員24人）と青少年健全育成審議会（委員20人）を統合し、新たに青森県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を設置した。また、青森県青少年健全育成条例（以下、本章で「条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、図書類等部会を置いて審議会を運営することとした。

平成26年8月1日、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するため、新たにいじめ調査部会を設置した。

##### イ 組織構成

審議会は、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者及び学識経験を有する者からなる委員（24人以内）により組織され、条例の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するための「図書類等部会」（12人以内）及びいじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するための「いじめ調査部会」（9人以内）が置かれている。

審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、図書類等部会では、有害図書類の指定、条例第25条の規定に基づく優良書籍等の推奨、条例第26条の規定に基づく青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。また、いじめ調査部会では、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項について必要に応じて調査審議している。

第1-9-1表 青少年健全育成審議会の組織及び委員構成表

| 組織              | 委員等の構成  | 定数    | 任期 | 会長等の選任方法 |
|-----------------|---|-------|----|----------|
| 会長<br>副会長<br>委員 | 1 関係業者を代表する者<br>2 青少年の育成に携わる関係団体を代表する者<br>3 学識経験を有する者 | 24人以内 | 2年 | 委員の互選    |

資料：県民活躍推進課

第1-9-2表 青少年健全育成審議会委員構成表

（令和7年9月現在）

| 委員数 | 学識経験者 | 関係業界 | 学校関係 | 青少年育成者 | 公募 | 臨時委員 |
|-----|-------|------|------|--------|----|------|
| 21人 | 6人    | 3人   | 2人   | 5人     | 1人 | 4人   |

資料：県民活躍推進課

#### 2 青森県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者支援に関わる関係機関の連携・協力体制を強化するため、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会として、平成25年度から、「青森県子ども・若者支援地域協議会」を設置している。

この協議会は、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野における公的相談機関や行政担当課、民間支援団体、学識経験者など、計29の構成機関で構成されている。

第1-9-3表 青森県子ども・若者支援地域協議会の構成機関

| 分野等      | 構成機関                        |
|----------|-----------------------------|
| 教育       | 青森県教育庁学校教育課                 |
|          | 青森県総合学校教育センター               |
|          | 青森県総合社会教育センター               |
| 福祉・保健・医療 | 青森県子ども家庭部子どもみらい課            |
|          | 青森県健康医療福祉部障がい福祉課            |
|          | 青森県東津軽保健所                   |
|          | 青森県中央福祉事務所                  |
|          | 青森県中央児童相談所                  |
|          | 青森県子ども家庭支援センター              |
|          | 青森県精神保健福祉センター               |
|          | 青森県発達障害者支援センター「ステップ」        |
|          | 青森県発達障害者支援センター「わかば」(津軽地域)   |
|          | 青森県発達障害者支援センター「Doors」(県南地域) |
|          | 社会福祉法人青森県社会福祉協議会            |
| 雇用       | 青森県子ども家庭部若者定着還流促進課          |
|          | 青森労働局職業安定部職業安定課             |
|          | 青森公共職業安定所                   |
|          | 青森県若年者就職支援センター              |
|          | あおもり若者サポートステーション            |
|          | はちのへ若者サポートステーション            |
| 非行対策     | 青森県警察本部警務部広報課               |
|          | 青森県警察本部生活安全部人身安全対策課         |
| 矯正・更生保護  | 青森少年鑑別所(法務少年支援センターあおもり)     |
|          | 青森保護観察所                     |
| 人権擁護     | 青森地方法務局人権擁護課                |
| 市町村地域協議会 | 青森市子ども・若者支援地域協議会            |
| 民間団体     | 子ども・若者サポート「つがる・つながる」        |
| 学識経験者等   | 青森県が委嘱する学識経験者等(1名)          |
| 調整機関     | 青森県子ども家庭部県民活躍推進課            |

### 3 青森県青少年健全育成推進員

#### ア 経緯

青森県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全育成を目的として、地域と密着した形で諸活動を行う「青森県青少年健全育成推進員」を設置し、県内各市町村に配置している。

現在の定員は473人で、任期は2年となっている(再任を妨げない)。

#### イ 職務(活動)の内容

- (7) 声かけ活動の推進に関すること。
- (イ) 研修等への参加及び地域住民への情報提供に関すること。
- (ウ) 行政機関等との連絡及び協力に関すること。

- (エ) 青森県青少年健全育成条例の普及啓発に関すること。
- (オ) 青森県社会環境浄化一斉調査への協力に関すること。
- (カ) その他青少年健全育成県民運動の活動に関すること。

ウ 推進員の担当区域及び定員

市町村別の定員は、**第1-9-4表**のとおりで、担当区域は、市町村の行政区域となっている。

**第1-9-4表 青少年健全育成推進員市町村別定員**

(令和7年4月1日現在)

| 区分   |       | 定員  | 区分     |      | 定員    | 区分    |      | 定員  |
|------|-------|-----|--------|------|-------|-------|------|-----|
| 市町村名 |       |     | 市町村名   |      |       | 市町村名  |      |     |
| 市    | 青森市   | 67  | 西・北津軽郡 | 鯨ヶ沢町 | 6     | 上北郡   | 野辺地町 | 8   |
|      | 弘前市   | 49  |        | 深浦町  | 7     |       | 七戸町  | 9   |
|      | 八戸市   | 55  |        | 中泊町  | 8     |       | 六戸町  | 5   |
|      | 黒石市   | 16  |        | 鶴田町  | 7     |       | 横浜町  | 3   |
|      | 五所川原市 | 21  |        | 板柳町  | 7     |       | 東北町  | 11  |
|      | 十和田市  | 18  | 計      | 35   | おいらせ町 |       | 7    |     |
|      | 三沢市   | 16  | 中・南津軽郡 | 西目屋村 | 3     |       | 六ヶ所村 | 6   |
|      | むつ市   | 27  |        | 藤崎町  | 8     |       | 計    | 49  |
|      | つがる市  | 20  |        | 大鰐町  | 6     |       | 三戸郡  | 三戸町 |
|      | 平川市   | 12  |        | 田舎館村 | 5     | 五戸町   |      | 9   |
|      | 計     | 301 |        | 計    | 22    | 田子町   |      | 5   |
| 東津軽郡 | 平内町   | 7   | 下北郡    | 大間町  | 4     | 南部町   |      | 8   |
|      | 外ヶ浜町  | 4   |        | 東通村  | 3     | 階上町   |      | 5   |
|      | 今別町   | 3   |        | 風間浦村 | 3     | 新郷村   | 3    |     |
|      | 蓬田村   | 3   |        | 佐井村  | 3     | 計     | 36   |     |
|      | 計     | 17  |        | 計    | 13    | 市 計   | 301  |     |
|      |       |     |        |      |       | 町 村 計 | 172  |     |
|      |       |     |        |      |       | 県 計   | 473  |     |

資料：県民活躍推進課

#### 4 青森県青少年行政連絡会議

青少年の健全な育成を図るための施策を策定し、及び施策の総合的な推進を図るため、こども家庭部長を議長とし、知事部局、教育委員会、警察本部の30課で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置している。

<知事部局>21課

広報広聴課、こどもみらい課、若者定着還流促進課、県民活躍推進課、地域生活文化課、自然保護課、健康医療福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療薬務課、高齢福祉保険課、障がい福祉課、経済産業政策課、企業立地・創出課、産業イノベーション推進課、観光政策課、誘客交流課、構造政策課、林政課、水産振興課、道路課、都市計画課

<教育庁>5課

学校教育課、教職員課、学校施設課、生涯学習課、スポーツ健康課

<警察本部>5課

生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、交通企画課

## 5 青少年の意識に関する調査と子ども・若者白書

条例第10条では、「知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない」と定めている。

このため、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて意識調査を実施し、その実態をまとめた「青少年の意識に関する調査」結果報告書と青少年の現状と問題点、対策をまとめた「青森県子ども・若者白書」を隔年で作成している。

## 第2節 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

### 1 放課後の居場所づくりの推進

#### ○ 放課後児童対策パッケージ2025

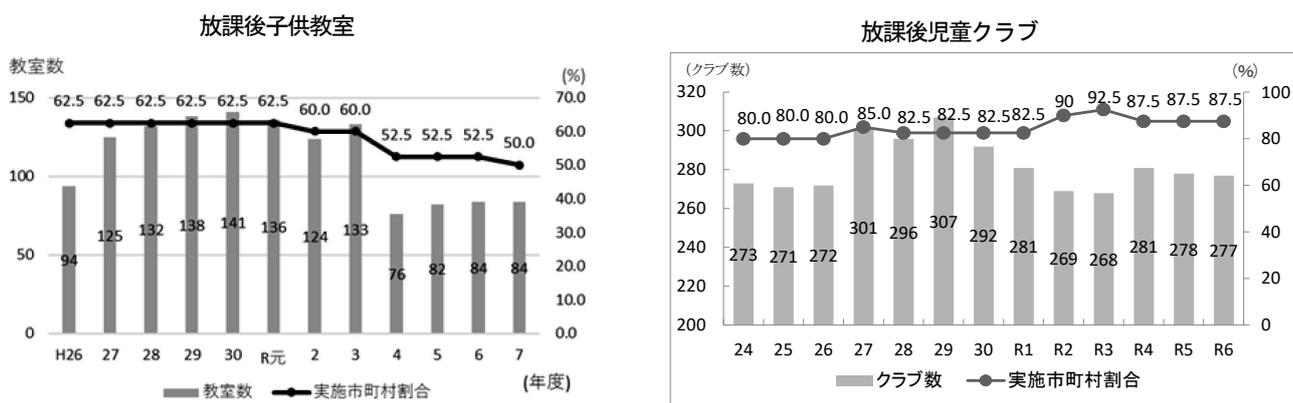
共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人財を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、「放課後子供教室」と「放課後児童健全育成事業（以下、放課後児童クラブという。）」の一体的な実施を推進する「放課後児童対策パッケージ2025」を策定し、両事業の整備を進めている。

県では、「放課後子供教室」を教育庁生涯学習課、「放課後児童クラブ」をこども家庭部こどもみらい課がそれぞれ所管し、市町村の取組を支援している。また、両課が連携して放課後対策の総合的な在り方について検討する推進委員会を設置するとともに、放課後子供教室関係者と放課後児童クラブ関係者を対象とした支援員等研修を実施し、同パッケージを推進している。

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子供教室」は、令和7年4月現在、20市町村で85教室（中核市の八戸市の7教室を含む。）が行われている。

共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、令和6年5月現在、35市町村で277か所（中核市の青森市50クラブ、八戸市の51クラブを含む。）で実施され、16,695人の児童が登録されている。（第1-9-1図）

「放課後児童クラブ」については、平成27年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、職員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）や「放課後児童クラブ運営に関する指針」（令和7年1月）に基づき、児童の生活の場としての質の向上を図っている。



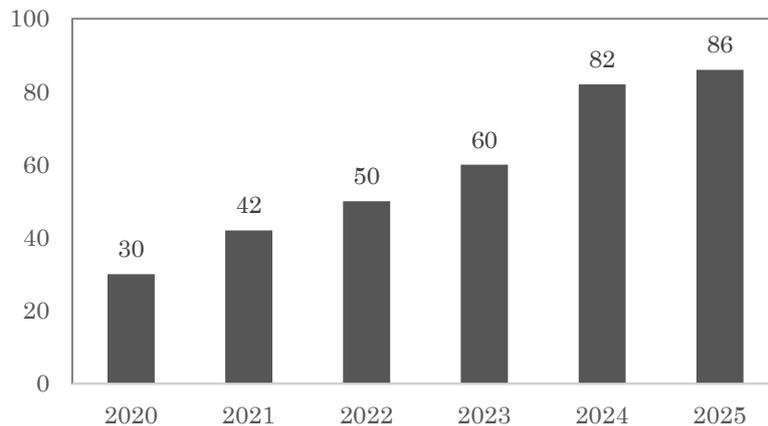
第1-9-1図 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の開設状況の推移(中核市含む)

## 2 こどもの居場所

こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、児童館、こども食堂や学習支援の場、公民館や図書館などの社会教育施設、こども会や地域における交流の場などについても、大人とのつながりや安心感、信頼感を育みながら、こども・若者が過ごしやすい居場所となるよう取り組んでいる。

こども・若者の声を聴きながら、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」等に基づき、居場所づくりを推進している。

青森県社会福祉協議会では、青森県内で食を通じた居場所づくりを行う「みんなの居場所」の登録制度を運営し、こども食堂や学習支援、地域のサロン活動などの居場所づくり活動を支援しており、登録数は令和7年4月1日現在86箇所となっている。



資料: 青森県社会福祉協議会

第1-9-2図 「みんなの居場所」登録団体数(各年4月1日現在)

## 3 施設の整備

### (1) 青少年のための施設の整備

#### ア 青森県総合社会教育センター

青森県総合社会教育センター（平成元年7月1日開設）は、郷土に誇りを持ち、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育を推進するため、市町村、関係機関及び地域と連携しながら、次の取組みを総合的に実施している。

#### a 社会教育関係職員等研修

社会教育関係職員等の資質向上を図るために必要な研修を行う。

#### b 人財育成

地域に誇りを持ち、地域活動に主体的に取り組む人財を育成するため、地域活動への参加支援、必要な知識やスキルを身につけるための実践的な研修を行う。

#### c 家庭教育支援

家庭教育支援体制の充実を図るため、家庭教育支援者の養成と資質向上のための専門的・実践的な研修、電話相談、情報発信等を行う。

#### d キャリア教育体制支援

地域におけるキャリア教育支援のしくみづくり推進のため、保護者や地域住民等への研修や普及啓発、協力する企業の登録制度の運営に取り組む。

#### e コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域学校協働活動を推進するため、市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図る研修を行う。

#### f 学習情報等の充実

社会教育に関する情報の収集・提供、教材や機器等の維持管理、基礎資料となる調査研究を行う。

#### g 生涯学習活動支援

生涯学習に関する情報の収集・提供や、多様な学習機会の提供を行う。

#### h 施設の提供

社会教育及び県民の学習活動のために、研修施設及び視聴覚教材を提供する。

#### イ 青少年教育施設

青少年教育施設は、青少年に集団による宿泊体験や野外活動等を経験させる機会を提供する施設であり、県立の施設としては、梵珠少年自然の家（昭和46年開設、五所川原市）、種差少年自然の家（昭和51年開設、八戸市）がある。この他に、公立の施設として、むつ市下北自然の家、公立小川原湖青年の家（東北町）がある。

これらの施設では、施設が自ら企画・実施する主催事業及び学校・各種青少年団体等の計画に基づいて実施する受入事業が行われており、自然環境を生かした自然体験活動やレクリエーションのほか、各種研修が行われている。

また、県立少年自然の家では、県内各地で身近な自然を利用した自然体験活動が促進されるように、平成19年度から学校や青少年団体等への出前講座を実施している。

近年、子どもたちの「生きる力」を育むため、自然体験・生活体験が重視される中であって、青少年教育施設の役割はますます大きくなっている。

第1-9-5表 少年自然の家、青年の家施設状況

| 名称         | 敷地面積<br>(㎡) | 建物面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人) | 野 外 施 設  |
|------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 県立梵珠少年自然の家 | 6,514       | 2,187       | 160         | 野営場、営火場、梵珠山登山コース、各種活動プログラムコース                              |
| 県立種差少年自然の家 | 65,977      | 3,488       | 200         | 野営場、営火場、自然観察コース  |
| むつ市下北自然の家  | 122,432     | 3,740       | 193         | 野営場、営火場、野外炊事場、野外食卓、登山・ハイキングコース、スキーコース、トレッキングコース、冒険の森アスレチック |
| 公立小川原湖青年の家 | 70,444      | 4,396       | 200         | 野営場、営火場、多目的グラウンド、ウォークラリー、サイクリングロード                         |

資料：生涯学習課

#### ウ 公民館

公民館は、地域における青少年の自主グループの育成や学習・レクリエーションの機会と場を提供するなど青少年の地域活動の拠点となっている。このため、県は地域住民と一体となった公民館活動の推進や、その指導体制の充実について指導助言に努めている。

本県の公民館は、令和7年4月1日現在、県内37市町村に設置されており、その総数は269館である。これを本館、分館別にみると、本館170館（中央館37館、地区館133館）、分館99館となっている。

青少年の多様な学習要求への対応や、余暇の健全な活用に資する新たなプログラムの開発、各施設間の連携・協力、学習情報の提供などが積極的に行われることが望まれる。

#### エ 図書館

図書館は、青少年が自ら進んで学習するための資料や情報を収集・保存し、提供する役割を持っている。

県立図書館を含めた県内の公立図書館は、令和7年4月1日現在で、本館・独立館が25館、分館が9館設置され、その他、市町村公民館図書室等図書館機能を有する施設が20か所設置されている。

これらの施設では、青少年の健全育成を図る上からも、青少年に関する資料の充実やおはなし会の開催、学校への配本など様々な取組みが行われている。

また、県立図書館と市町村立図書館等をオンラインで結ぶ「青森県図書館情報ネットワークシステム」による相互貸借等のサービスも活用されている。

第 1-9-6 表 県内の図書館(令和7年4月1日現在)

| 区分           | 施 設 名            |               |                   |                |
|--------------|------------------|---------------|-------------------|----------------|
| 独立館<br>(25)  | 青森県立図書館          | 三沢市立図書館       | 中泊町図書館            | おいらせ町立図書館      |
|              | 青森市民図書館          | むつ市立図書館       | 野辺地町立図書館          | 三戸町立図書館        |
|              | 弘前市立弘前図書館        | つがる市立図書館      | 七戸中央図書館           | 五戸町図書館         |
|              | 八戸市立図書館          | 平川市平賀図書館      | 六戸町立図書館           | 田子町立図書館        |
|              | 黒石市立図書館          | 平内町立図書館       | 横浜町民図書館           |                |
|              | 五所川原市立図書館        | 藤崎町図書館大夢      | 東北町立図書館           |                |
|              | 十和田市民図書館         | 板柳町民図書館       | 六ヶ所村民図書館          |                |
| 分館<br>(9)    | 弘前市立岩木図書館        | 五所川原市立図書館金木分館 | むつ市立図書館川内分館       |                |
|              | 八戸市立南郷図書館        | 五所川原市立図書館市浦分館 | むつ市立図書館大畑分館       |                |
|              | 八戸市図書情報センター      | 平川市尾上図書館      | むつ市立図書館脇野沢分館      |                |
| 公民館等<br>(20) | ふれあい文庫(今別町中央公民館) | 西目屋村中央公民館     | 北通り総合文化センター「ウイング」 | 南部町立名川中学校図書室1階 |
|              | 蓬田村ふるさと総合センター    | 大鰐町中央公民館      | 東通村教育委員会          | 階上町道仏公民館       |
|              | 外ヶ浜町中央公民館        | 田舎館村中央公民館     | 風間浦村中央公民館         | ハートフルプラザ・はしかみ  |
|              | 日本海拠点館           | 鶴田町公民館        | 佐井村中央公民館          | 石鉢ふれあい交流館      |
|              | 「太宰の宿」ふかうら文学館    | 大間町教育委員会      | 南部町立福地公民館         | 新郷村教育委員会       |

資料：生涯学習課

オ 勤労青少年ホーム

令和7年4月1日現在、県内に7か所の勤労青少年ホームが設置され、青少年が参加するレクリエーション、クラブ活動、その他余暇活動を行うための施設として利用されている。

第 1-9-7 表 勤労青少年ホーム所在地

(令和7年4月1日現在)

| 名 称         | 所 在 地              | T E L         |
|-------------|--------------------|---------------|
| 青森市勤労青少年ホーム | 青森市松原1丁目6の3        | (017)735-1649 |
| 八戸市         | 八戸市沼館2丁目13の20      | (0178)22-8612 |
| 三沢市         | 三沢市幸町1丁目7の5        | (0176)53-5714 |
| 平内町         | 東津軽郡平内町大字小湊字小湊79の3 | (017)755-3945 |
| 野辺地町        | 上北郡野辺地町字中道20の1     | (0175)64-9657 |
| 大間町         | 下北郡大間町大字大間字大間平41の7 | (0175)37-4346 |
| 三戸町         | 三戸郡三戸町大字川守田字関根4の1  | (0179)22-0173 |

資料：若者定着還元推進課

カ 児童厚生施設

児童厚生施設は、広く一般児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするためのものであり、児童憲章にいう「児童はよい環境の中で育てられる」という精神を具現化したものである。

(ア) 小型児童館・児童センター

小型児童館は、小地域を対象として児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど、児童健全育成に関する総合的な機能を果たす拠点として設置されているものであり、令和7年4月1日現在51館（休止中を含む。）となっている。

また、児童の体力低下、運動ざらい等が問題となっていることから、従来の小型児童館に体力増進機能を加えた児童センターの整備を図ってきており、令和7年4月1日現在28館となっている。

第1-9-8表 市郡別児童館・児童センター設置状況(令和7年4月1日現在)

| 市 部   |          | 郡 部     |          |
|-------|----------|---------|----------|
| 区分    | 設置数 (か所) | 区分      | 設置数 (か所) |
| 青森市   | 17 (1)   | 東津軽郡    | 1        |
| 弘前市   | 20 (9)   | 西津軽郡    |          |
| 八戸市   | 15 (9)   | 中津軽郡    |          |
| 黒石市   | 4 (1)    | 南津軽郡    | 2 (1)    |
| 五所川原市 |          | 北津軽郡    |          |
| 十和田市  |          | 下北郡     |          |
| 三沢市   | 9 (4)    | 上北郡     | 6 (3)    |
| むつ市   |          | 三戸郡     | 2        |
| つがる市  | 1        |         |          |
| 平川市   | 2        |         |          |
| 計     | 68 (24)  | 計       | 11 (4)   |
| 県 計   |          | 79 (28) |          |

(注) ( ) 内は、児童センターの再掲

資料：こどもみらい課